

午前11時05分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） おはようございます。いつも一番なんですけど、今日は糸瀬君に抜かれて2番になりました。

一般質問に入ります前に、一言言わせていただきます。

3月に市長に、阿連地区の、病院行きのバスの件のお礼を申し上げましたが、行くだけ行って帰りのないバスなんてあるのでしょうか。市長はこれをどんなに思われますか。私は残念でたまりません。

以上です。

それでは、通告しておりました一般質問に入らせていただきます。

2社による水道料金未納の件について。

この問題は、3月の一般質問でもやりましたが、2社による水道料金未納で26年分として44万3,230円を支払ってもらったということですが、どのような計算で44万3,230円になったのか。対馬市民が非常に注目をしておりますので、きちんと御答弁お願いいたします。

それから、介護保険事業について。

315人入居待ちの件なんですけど、入居できない人の緊急の場合の2か所の養護老人ホームを用意していますので安心して下さいという市長と部長の答弁でしたが、とうとう緊急でも入居できなくて、本土のほうに送り出しました。本当のことを言ってほしいと思います。

移住・Uターンなどについてお尋ねします。

今後、移住を希望して本土から来られる方たちのどのような方法で受入れをなされているか、教えてください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 入江議員の質問にお答えいたします。

通告書のほうにはございませんでしたけども、阿連地区のバスの件で、若干、質問等がありましたので、これについて先にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、担当部のほうでも帰りの便も当初は検討を重ねてまいったところでございますけれども、どうしても帰りの便についてはバスの手配等の都合がつかなかったというようなことで、今回は帰りの便は計画できなかったということでございます。

それと、この朝の便も最初の1か月間は利用者数、私ももう少し利用者数があるのかなという思いを持っておりましたけども、残念なことに何か利用者数は1名だったということで、今後、

もう少し活用をしていただければというふうに思っております。

それでは、通告に従いましてお答えをしたいと思います。

はじめに、水道料金の未納の件についてでございますけども、2社による水道料金の件についてであります。水道料金の未納期間、26年分として44万3,230円を支払ってもらったとなっておりますが、質問の内容を整理しながら説明をさせていただきます。

2社による26年間分でございますが、法務局の登記により、2社は個々の会社でありますので、1社が約9年間で、もう一方の1社が約17年間と判断できます。

市に合併して18年目で旧町時代のデータがありませんので、前者の約9年間分につきましては、現地に地下水施設を確認しておりますので、水道料金の納入はこの地下水施設を使用していたということで、不要であったというふうに推測をしております。

後者の1社につきましては、議員御承知のとおり、本年1月18日の新聞報道での、1社で17年間分の51万4,990円の未納相当額に対し、時効に該当しない2年分の7万1,760円分は先に収納しておりましたけども、差額の44万3,230円は後日、自主的に納付いただいたので、雑入で受け入れたところでございます。

また、水道料金の未納相当額の算出につきましては、水道料金台帳に登載漏れで検針を行っていないため、量水器確認後、令和2年の10月でございますけども、ここで実際の使用水量を数か月間検針し、その実績水量から当時の料金に当てはめて水道料金を算出したものでございます。

次に、高齢者緊急一時保護事業についてでございますけども、令和3年第4回定例会におきまして答弁いたしました。この事業は高齢者自身、もしくは高齢者を介護している家族等の事情により、在宅での介護が一時的に困難となった高齢者、または養護者等から虐待や暴力を受けた高齢者を一時的に養護老人ホームに保護することで、高齢者及び介護者の福祉の向上を図ることを目的としております。

養護老人ホーム2か所の御協力をいただき、対応する体制を整え、要介護者等が必要とするサービスの提供を施設、サービス事業者等と連携しながら実施をしているところでございます。

また、利用期間については原則として1回当たり7日以内としていますが、必要最小限の期間で延長することが可能となっております。

なお、令和元年度に7名、令和2年度に5名、令和3年度に2人がこの制度を利用されております。

次に、移住者・Uターン者の受入れについてでございますけども、移住定住促進対策につきましては、平成29年6月にしまぐらし応援室を設け、移住相談窓口の一元化やポータルサイトの開設、お試し住宅や定住支援住宅の整備、また引っ越し経費や家賃を支援する各種補助金の創設など、積極的に移住支援施策に取り組んできたところでございます。

移住者につきましても、平成30年度115人、令和元年度が134人、令和2年度が128人、令和3年度が141人と、増加傾向でございます。

中でも、生活の根幹となる住居対策は、移住施策の最重要課題であると認識しており、定住支援住宅の整備や空き家バンクの登録拡充などに取り組んでいるところでございます。

定住支援住宅は、移住直後の負担軽減を図るため、貸与期間を2年間とし、定住に向けての住居探しのために役立てていただいております。

現在、市内に9世帯分を確保している状況でございます。

また、空き家バンクは令和元年度から固定資産税の納税通知書にチラシを同封するなどの取組を行い、徐々にではありますが登録件数も伸びてきております。

さらなる空き家バンク制度の充実を図るため、移住者のニーズに合う地域に入り、空き家物件の掘り起しと活用に向けた制度説明を市民に行っていく必要があると考えておりまして、地域コミュニティ支援担当の島おこし協働隊のミッションとして取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き大都市やオンラインで開催される移住相談会や、福岡市で開催する対馬ぐらしフェアにおいて、対馬の魅力を発信するとともに、移住における各種制度の情報も併せて発信していきます。

また、気軽に移住情報が入手できるよう、SNS等での発信にも力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） この水道料金の未納の件なんですけど、市長は前回の一般質問のときに、44万3,230円を事業者様の御厚意により厚くお礼申し上げますと言われましたが、市民の方々は、これを聞いて、26年間未払いをしながら、何でお礼を言ったんですかということなんですよ、市長。私もそう思います。お礼は言う必要ないと思います、これは。当たり前のことです。

そして、令和2年に、内部告発だったんですけど、これは。市のほうに投書があってるんですよ。そのときに、2年分だけ、2年分だけ遡って、もらっています。それで、私が1月18日、やっぱり内部告発があり、長崎新聞に1月18日に掲載していただきました。業者が慌てて44万3,230円を持参してきてるんですよ、市のほうに。これなら令和2年に発覚したときに、内部告発のときに、どうしてその金額を払わなかったのか。

その理由としては、一応業者が対馬市の水道条例第19条第1号と第20条第1号に違反していることを業者が分かっており、この2社が市の指名に入ってるんですよ。だから、指名停止を恐れて恐らく自ら新聞を見て、44万3,230円を持ってきたと、私は思います。そうじゃな

いと、令和2年に見つかったときに払えばよかったじゃないですか。44万3,230円を持ってきたということは、悪いことをしたということを認めて持ってきたことになるんですが、市長はどう思われますか、このことを。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） あくまで、これは、7万1,760円は、法的に時効に該当しないということでの金額でございます。その他の44万3,230円は法的に言えば、もう時効になっているということで、本来は市としても請求もできないということでございますけども、これを自主的に納付していただいたというようなことで、私のほうはこの自主性に対して、そのお礼を申し上げたということでございます。

その内容につきましては、また担当部長のほうから答えさせたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） お答えいたします。

未納相当額についてでございますが、44万3,230円と言いますが、実際、令和2年の8月時点で、御指摘のとおり、未納に対する電話連絡によって発覚したものでございますが、そのときには水道台帳のほうに搭載がないものですから、水道メーターの検針を行っていないという形になっておりまして、それを令和2年の11月から実際の料金の検針を行っている状況でございます。それによりまして、令和2年の11月から新聞報道時前の約1年間の使用料につきまして、平均値と最高使用料と最低使用料の平均値が同じ水量の13立方メートルという形になったものですから、それに対する使用料を16年間分に遡って算出を積み上げてきて、算出を行ったという形で、この算出合計が51万4,990円で、先にいただいた7万1,760円を差し引いた未納相当額が44万3,230円と算出を行ったものでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 44万3,230円を、その新聞を見て慌てて持ってきた。何で令和2年に発覚したときに、くれなかったんですか。そうじゃないですか。

あなたの3月に一般質問の答弁を、私は全部再放送で見ました。見たところ、あなた、ほとんど嘘を言ってます。もう私、あきれました、あの嘘は。ああ言やこう言う、ああ言やこう言う、ずーっと嘘言ってますよ。

それで、今日、言わせてもらいますけど、何の嘘を言うたかもですけど、全部今日、言わせてもらいます。

あなたは市の職員でありながら、〇〇〇〇をしたらだめですよ。〇〇〇〇しますか。

そして、地下水の件でもそうですよ。地下水を20年前に引いてます。私、これは内部告発し

た人からも直に聞いてますから。それで、20年前に一応、地下水引いてるんですよ。地下水引いたけど、その地下水は、あそこの〇〇は塩水しか出ないんですよ。それで、塩水を今の機械に、煙が出さないように流すには、朝8時から夕方5時半まで水道水を地下水に薄めて一度に流せるんですよ。だから、全然使ってないこともない。そして、飲み水にも使ってます。

あなた、でも、一般質問で、3月の一般質問のビデオ見たら、水道水は使ってないと言いました。言いましたけど、私、内部告発した人と直に会って話をしました。全部あなたの言ったこと、嘘でした。全然使われんじゃないですか。この機械は塩水を流したらだめだそうです。薄めて流さんと。それをこの前、私、水道局に行ったときに、おたくの部下が言いましたよね。一応、止めてみて、水道を止めてみて、その機械の中を流れよるかどうかを見た。したら地下水だけが流れてました。そういうことを言うたらだめですよ、嘘をついたら。私はこれ、内部告発ですから、中の人から全部聞いた内容ですよ。何で地下水だけをしてましたか。水道、使ってませんと言うたやないですか、3月一般質問で。あんな嘘をついていいんですか。

本当、一般質問の再放送を見て、あきれましたよ。あなたの嘘を言うのに。

そんなに、業者を守るために〇〇〇〇したらだめですよ、市の職員が。私、思いますよ。ああ言やこう言う、ああ言やこう言う。〇〇〇〇した。

今度は平成7年に水道引いたときに、水道の一応、あれ、申し込みもらってなかったじゃないですか。その後、水道を引いた時点で、あなたはこう言ってましたよ。水道を引いた時点で、もうそれは申し込みとみなされますと。申し込みとみなされるんだったら、水道料金が発生していいんじゃないですか。それも水道料金発生してない。

そして平成17年にもう1つの会社になったとき。もう1つの会社……。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、言葉遣いに注意して質問をしてください。

○議員（7番 入江 有紀君） そして、平成17年に業者が変わったときに、名義変更をしてありますと、あなた、言われました。一般質問で見てるんですよ、みんな。全部再放送。そしたら、平成17年に新しい会社が変わったときに、名義を変更してるなら、何でその時点で水道代もらわなかったんですか。それもおかしいでしょ。あなたがこの前、3月に答弁された件、みんなおかしいんですよ。

だから、市の職員が〇〇〇〇をしていいのかということ、私、言いたいんですよ。市長に聞きたいです、それを。そんな嘘ばっかしずっと言ってから。答弁してみませんか、言いたいことがあったら。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、ちょっと言葉遣いに注意をして質問はしてください。

○議員（7番 入江 有紀君） 対馬弁ですから、私は。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） お答えいたします。

現地でうちの職員が焼却場の施設が稼働時に、水道メーターが回ってないということで、焼却場の利用の際に量水器が回ってない、カウントしてないということです。水の使用がないという形で、水道局としてお答えさせていただいたと思っております。

それと、もともと水道台帳のほうに登載がない量水器については、検針をしておりませんので、当時の検針がなされてないということで、今回の令和2年の11月から検針を開始したという形で御理解をいただければと思っております。

それともう1点の、給水申し込みにつきましては、電話等でも受理をしております。確かに書類の書式はございますが、水道サービスの一環で、実際は電話等でも依頼を受けた場合は給水申し込みの受理をするという形にしております。その当時に量水器……。

その当時の量水器の実際は検針をしてないということで、料金のほうが上がってないという形でございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 何でそんなこと言うんですか。

あのですね、これは内部告発だから、全部内部は分かってるんですよ、私は。

それで、水道局が言うたの、この前、課長と、あの人が行って水道を流してみたよ、機械の中を水道止めて。地下水だけだったと、流れよるのが、機械。だから機械には水道水は使ってませんよということで、言われたんですよ。それで、私はまた、それから内部告発した人と会って話をしました。薄めんと機械の中は通せんそうです、あれは。全然塩水だけでは、あれを通したら、さびてしまって使えんそうです。だから、水道水で薄めて流しよつとですよ、あの機械は。それも機械屋さんにも聞いたち、全部私、調べて、あなたはずっと3月の一般質問見とつたら、もう嘘ばっかし言うとするけん。ずっと私はもう全部それを調べてきましたよ。あんまりですよ、あなたは。何でそんな、市の職員が〇〇〇〇せんといけんよ。（発言する者あり）〇〇じゃないですか。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、言葉遣いに注意して。

○議員（7番 入江 有紀君） 何でその、隠さんといかんよですか。私、隠さんでいいと思うんですよ。その業者。（発言する者あり）いや、そうやないですか。ずっと嘘を言うとするけん、3月の一般質問で嘘を言うとするけん。全部隠すことやないですか。何で業者をそんなにしてまで守らないといけんよですか。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、あなたはいろいろ言ってますけど、それはよう説明をしよるじゃないですか。あなたの……。

○議員（7番 入江 有紀君） あなただつて3月の一般質問、聞いてますか、この人が質問されて。（「休憩せんね」と呼ぶ者あり）ずっと言われたこと。

○議長（初村 久藏君） 休憩します。暫時休憩。

午前11時33分休憩

-----  
午前11時43分再開

○議長（初村 久藏君） それでは再開いたします。

7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） それで水道局長、1月8日に私に内部告発があつて、18日に長崎新聞載せてもらった。それから、この金を業者があわてて持ってきた。これはどういうつもりだと思いますか。これは業者が、水道条例に引っかかつてることを自分たちが分かつてこれを持ってきてるんですよ。だから悪質やないですか。何で令和2年にわかつた時点で払わんですかこん金を。あわてて持ってきたていうことは、この2社は対馬市の指名に入ってるんですよ。だから、指名停止を恐れて恐らく持ってきたと思うんですよ。

だから、それを市長が業者様の御好意で44万幾らいただきましたて言われたこと自体が市民の方が見とつて、悪いことをしとるのに何で44万幾ら持ってくる、当たり前やないかと言うやないですか普通。思いませんかそんなに。あなたたちはそう思つてないか知らんですよ、そら入札の件は。請負の件は。思つてないか知らんけど、よその人や市民は思いますよ。新聞を見らんと。令和2年で持つてこんで新聞を今度見てあわてて44万幾ら持ってきた、そうやないですか。これは水道条例の第19条第1号と第20条第1号に違反してるんですよこれは。そやけん、2社が指名に入ってますよね。だからこれ持つてきてるんじゃないんですか。思いませんかそんなふうな。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） 令和2年の8月の段階では、先ほど御説明しましたけど検針をしてなくて料金を立てる行為がなかつたものであります。実際の新聞報道時点の水量により算出したしまして未納相当額のこの金額を算出したもので、令和2年の段階では料金が幾らになりますという話ができなかつたものであります。

もう1点が条例の19条ですけど、届出という形の分なんですけど、それはあくまでも先ほど言いましたが電話等でも受理を行つておりますので、もともとが旧美津島町の時代に給水装置の工事申込書が実際はあつておりますので、給水の申込みは完全にあつてる形になります。

それと、業者の指名につきましては水道料金の未納で判断するものではございませんので、これについては私のほうから回答はできませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 対馬市が発注する工事等の契約に関わる指名停止の措置要綱というのに、不正または不誠実な行為の事由、法的に2年分ではあるが44万3,230円を別に対馬市に払っていることは（対馬市水道条例第19条第1号、給水装置の使用開始または中止をするとき第20条第1号、前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するときの違反を事業者自ら認めたものであり、業務に関して不正または不誠実といえるという要綱なんですよ。だから、それでも今、対馬市の指名に入ってこの2社がやってるんですよ。

それと局長の3月の答弁では、一切水道は使っていないことと言われたことと、平成15年に新しい官舎に移ったときに名義変更をされてると言われました。3月ね。名義変更を3月にしたならば、どうしてそのときに水道料金の請求をしなかったんですか。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） お答えいたします。前回の定例会時に、資料のコピーの給水装置の工事申込書の受理の写しを渡したと思いますが、それによりまして給水装置の工事については申込みが完了してるという形に考えております。

それで、名義変更ということなんですけど、あくまでも水道本管を切り替える際、改良工事を行う際に、市の実際は事業で行う場合は本管から量水器までを配管工事を行います。その際に、別の会社に名義を変えるというお話だったんですが、前回は答弁させていただきましたけど水道台帳に登載漏れがあったということで市の水道台帳のほうに登載されないままで引継ぎされまして、令和2年11月まで検針をしてなかったという形です。それにつきましては、長年の期間把握できなかったことに対しては申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） これだけに時間とるのはもったいないので一応次に移りますけど、明らかに水道条例に引っかかってますよねこの2社は。この業者2社を工事請負の6か月指名停止にするべきだと思います。

○議長（初村 久藏君） 入江議員、それはまた違う段階で（「違うことじゃないやないですか」と呼ぶ者あり）今日は水道料金の話ですけど（「いやいや」と呼ぶ者あり）注意してください。

○議員（7番 入江 有紀君） みんなこのことは市民は注目してますよ。時間がないので以上で移ります。その次。

老人ホームの件についてなんですけど、3月の一般質問で私は御夫婦で住んであって、そして介護してあった御主人のほうで肺炎になられて入院した、そのことは市も分かってるんですけど、介護休暇を娘さん福岡からとらして帰ってきた。娘さんはもう向こうが辞めてくださって言われ



たからどうしようかということで、私、福岡に帰しました。ところが、その方は御主人が退院された。それでも入居するところがなくて、とうとう私は福岡のほうの老人ホームに送り出した二人を。

今まで対馬市をこんなにして支えてくれたのはお年寄りなんです。それを、このお年寄りたちを対馬で介護してやれなくて、福岡に送り出すときの私たちの、本当私の気持ちは情けなかったですよ。涙出てから二人の、車いすで空港まで行って送り出すときの、対馬市のためやなていうことと自分の力のなさに本当に情けなかったです。

だから、今までこんなしてお年寄りが対馬市を支えてきてくれた人たちなんです。だから、住みなれた対馬市で介護をしてあげたいそういうふうに、本当もう徹底的に思いましたね、もうかわいそうなこんな人て。

それで、あとまた入れないから、あさって1人福岡のホームのほうに送り出しますけど、これで3人人口が減りました。それと家も空き家になります。だから、どうかしてこのホームを第9期でして上げて、お年寄りの介護をこの対馬でしてやりたいんですよ。生まれて育った対馬で。

だから、市長は執行権持ってるんですからどんなことでもできると思います。それで、やっぱりお年寄りを本土に送り出すということは心細いと思います本人たちも。それで、できるだけ地元でして上げるようにしてやりたいと思います。

それと、養護老人ホーム2社を用意してますよという市長の答弁でしたけど、介護3以下も入れるんですか。お答えください。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） お答えいたします。対馬市高齢者緊急一時保護事業実施要項にその利用基準がございます。まず、市内に居住する65歳以上のものということで、介護認定の介護度は別に必要ありません。介護3以上とかの規定はございません。65歳以上の高齢者ということでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 養護老人ホームは介護3以上しかはいれないんですけど、介護1、2は緊急になった場合は入れるんですか。

○議長（初村 久藏君） 福祉保険部長、國分幸和君。

○福祉保険部長（國分 幸和君） 養護老人ホームはおっしゃるとおりですけども、この緊急一時保護事業というのはその養護老人ホームの協力いただいて、別の老人ホームとは別の事業です。緊急的に一時保護していただくような事業をとっております。その対象者が65歳以上ということでございます。養護老人ホームの入所者とは別でございますので。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 養護老人ホームじゃなくて、緊急に入れる場合は用意してあるんですか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） はい。あくまでこの高齢者緊急一時保護事業を使って養護老人ホーム丸山と対馬老人ホームですかね、この2か所に入れることができますよということです。その際に、年齢が65歳以上の方ですということで御理解をしていただければと思います。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） そしたら、この3月に私が言った例で二人とも、車いすになられたんですけど、これをどうして緊急で入れなかったのか。入れないから福岡のホームに送ったんですよ。二人とも車いすになってから緊急で入れてもらえずに、とうとうもう福岡の老人ホームに送って、私は一応3日前に行ってきたんですけど様子見に。

だからそういうのがどうにも、こっちで介護をしてやりたいんですよ、やっぱお年寄りが今まで支えてくれたんですよ対馬を。そんな人を動かれんようになったから本土に送り出すちゅうのは、人口も減ることやし家も空き家になることやし、どうかできないもんですかねこれは。それで、この前からお願いしてますように、9期で整備をどうかお願いいたします。そして、お年寄りを地元で介護してやるようにしようじゃありませんか。次に入ります。時間がありませんので。

移住者の件ですけど、3月に名古屋からと福岡からと申込みがあったんです。2組。それで私は担当課に行きました。そしたら、9つある住宅のうちで1つしか空いてなていうんですよ。

それで、一応くじを引いてくださいと。向こうから移住してきたいのにくじを引くんですよ、くじを引いてください。募集をしますからくじを引いてくださいと言われました。

それで、くじを引くならもう結構ですっていうことで壱岐と五島に一応紹介して行ってもらったんですけど、9つあるんですけど空いたのが1戸しかない。それでとうとう入れなくて壱岐と五島にお願いしたんですけど、これどうかならないもんですかもうちょっと。古里に5つ、それから久田に3つ、そして美津島に1つですかね、それしかないんですよ。

だから、もうちょっとこれを増やすわけにはいかないかということで部長にも話を入れたんですけど、空き家バンクでお金がかかるとこはできないと。それで、空き家バンクがあるじゃないですかちゅたら、修理費がかかるとこはできないと言われました。こんな状態では、1つぐらいをくじ引いて入ってくるような状態では向こうから来ないと思いますよ。もうちょっとこれは増やすことはできませんか。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） お答えします。議員おっしゃいますように、定住支援住宅ということで9戸保有しております。おっしゃられるように、上対馬に5戸、仁位に1戸と厳原に3戸ですね。

入居するためには一定のルールがございますので、空きが出たら一度公募をかけてということで、募集があったら複数人いた場合には抽選ということになるんですけども、空き戸数に対して応募者が少なければそのまま入れるということもございますし、公募かけて一定の期間に応募がなかった場合には、その後には随時募集という形にはしております。

今後、増やすことは考えてないかということですけども、9戸のうちにおっしゃいますように上対馬に5戸ということで、厳原、美津島のほうにはないということで下地区に少ないということは十分認識しております。

議員からも提案いただきましたように、県営住宅の空き住宅とかある程度こう改修費用が安価で済むような、それで貸付料も無償とかで借りられるようないい物件があれば増やすことも考えてはいきたいとは思っておりますので、今、県のほうからも情報いただいて現地調査等進めていきたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） それとUターンの件ですけど、5年せんとUターンを認めないということなんですよ、そうですね。その5年も短くするわけにはいかないんですか。もうちょっと、3年ぐらいで帰ってこれるように。5年にならないと帰ってこれんちゅうじゃなくて、もうちょっと3年ぐらいで帰ってこられるような状態。それを認めない。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 5年というのは、移住されてこられた方に各種補助金がございますけども、それをその該当者として、一旦対馬を出られて5年間以上出られた方が戻ってくる時は補助対象ということでルール化しておりますので、そこを短くできないかということですけども、例えば2年でも3年でも出て戻ってくる、出て戻ってくるということで、複数回補助金をいただくということにもなりかねないところもございます。じゃあ何年出たら補助対象になるかというところはそれぞれ考え方はあろうかとは思いますが、今のところ5年間という規定でやっておりますので改めるということは考えておりません。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 分かりました。そしたら最後に介護のことに戻りますけど、市長にお願いは、とにかく私が今、今度で3人目を送り出すんですけど、それをしなくていいように地元でやっぱりお年寄り、今まで対馬を支えてくれたお年寄りを地元で介護してやるような考え

方を持っていただきたいと思うんですけど、市長は福祉に優しいしまづくりをモットーにしてありますから、それをよろしくお願いします。どう思われますか。最後に答弁をお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この件につきましては、前回は答弁しておりますとおり、今度の次期計画の中で検討すべきというようなことで進めていきたいと思っております。

今、議員おっしゃられるように、その施設のほうはどうしても不足ということで、事業者の皆様がそこに自分たちもやろうということであれば、そこは計画に盛り込むことは可能だというふうに思っております。そういうことで進めてまいります。

○議員（7番 入江 有紀君） 終わります。

○議長（初村 久藏君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 昼食休憩とします。再開は1時10分からとします。

午後0時06分休憩

午後1時08分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。11番、小島徳重君。

○議員（11番 小島 徳重君） 皆さん、こんにちは。11番議員、対政会の小島徳重でございます。最近、一般質問のトップ争いが激しくて、熱意にはじき出されて私は3番目の登壇になりました。午後になりますと気が緩みがちになりますけども、気持ちを引き締めて質問に入りたいと思います。

それでは、通告に従い3項目お尋ねいたします。

1項目め、学童クラブけいめいの充実についてお尋ねします。

3月の定例会一般質問で、雞知地区の学童クラブけいめいの施設・設備は、現在のままでは不十分であり、国の新・放課後子ども総合プランの通知に基づき、鶏鳴小学校内で学童クラブを運営すべきではないかとお尋ねしたところ、教育委員会及び事業所との協議が必要である。スピードアップして協議を進めるとの答弁でした。その後の取扱い進捗状況についてお尋ねをいたします。

2項目めは、あそうベイパーク内の玄海つつじの森を猪、鹿の害から保護するための方策をとっていただきたいということでお尋ねをします。

あそうベイパーク内には、市民団体玄海つつじの森つくろう会によって2万8,010本のゲンカイツツジの苗木が植栽されています。また、自生から生育したコバノミツバツツジも